



段野 孝一郎

日本総合研究所
リサーチ・コンサルティング部門
ディレクタ/プリンシパル

2015年7月に閣議決定された長期エネルギー需給見通しでは、30年における非化石電源比率目標として、44%という目標が定められた(原子力:20%+再生可能エネルギー:24%)。この目標を実現するために、エネルギー供給高度化法の告示がなされ、各電気事業者に対して、30年度において供給する非化石電源に係る電力量の比率を44%以上とすることが定められた。

しかし一方で、非化石電源の大半を占める再生可能エネルギー電源が、FIT制度によって一般送配電事業者へ売電されており、FIT電源が持つ非化石価値が一般送配電事業者を通じて旧一般電気事業者に帰属する形となっていたため、旧一般電気事業者以外の小売電気事業者(いわゆる「新電力」)が、非化石電源を調達することは困難であった。

係る状況を考慮して「非化石価値取引市場」が設立され、一般送配電事業者が買い取ったFIT電気から、電気としての価値(kWh価値)と、非化石価値(CO₂フリーの価値)を分離し、非化石価値だけを証書として取引することが可能となった。

現在、環境価値(非化石価値、CO₂フリー価値)を取引する手段としては、グリーン電力証書、Jクレジット、非化石証書が存在する。グリーン電力証書とJクレジットが需要家の排出するCO₂排出量の削減に直接的に参入できる手段として位置づけられているのに対し、非化石証書

は小売電気事業者が自ら供給する電力のCO₂排出係数削減のために用いることができる手段であり、需要家は小売電気事業者がCO₂排出係数を低減した電力を調達して自らの事業活動に供することで、間接的に自社のCO₂排出量を低減できるという点に違いがある。

非化石価値取引市場の初回オークションは18年度に実施されたが、取引量は事前の期待よりも低調であった。しかし、19年度の第1回オークションでは、約定量が約1.1億kWh(前回は30倍)となり、約定量が初めて1億kWhを超えた。この背景には、ESG/SDGsに配慮した企業経営に対する社会的要請が強くなり、低炭素な電力を求める需要家の声に応え、小売電気事業者各社が自主的に非化石証書の調達を拡大したということが考えられる。

拡大し始めた非化石価値取引市場

政府は現在、最終目標となる非化石比率44%達成に向けて、毎年度の目標を定めて非化石比率を漸増させていくことを計画している。具体的には、30年度までのフェーズを3つのフェーズ(第1フェーズ:20~22年度、第2・第3フェーズ:23~30年度までの期間を2分割して設定予定)に分け、実際の証書流通量を考慮しつつ、意欲的な目標値を設定することを検討しているところである。

ESG/SDGsの進展により、需要家の間でも環境配慮行動が定着しつつある。EVユーザーにも、折角EVに乗っているのだから、EVを動かす電気も出来る限り低炭素であって欲しいと考えるユーザーは多いだろう。再エネ開発コストは年々、低下しており、今後はFIT制度に依存しない再エネ電源の開発も進むと想定されるが、足元では、非化石電源の太宗はいまだFIT電源である。非化石価値取引市場は、供給電力のCO₂排出係数低減を企図する小売電気事業者にとって、今後はますます重要な市場となるだろう。

(今回は11月9日に掲載します)